

改正する告示の一覧

1. 平成 10 年大蔵省告示第 220 号（銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件）等の一部を改正する件
1. 平成 10 年大蔵省告示第 220 号（銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件）
2. 平成 10 年大蔵省告示第 222 号（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件）
3. 平成 12 年金融庁告示第 47 号（特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる金融機関を指定する件）
4. 平成 17 年金融庁告示第 26 号（前払式証票の規制等に関する法律施行規則第二十一条第四号の規定に基づき、発行保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件）
5. 平成 17 年金融庁告示第 28 号（信託業法施行規則第二十一条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件）
6. 平成 17 年金融庁告示第 30 号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第八条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件）
7. 平成 18 年金融庁告示第 34 号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）
8. 平成 18 年金融庁告示第 35 号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）
9. 平成 18 年金融庁告示第 36 号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）
10. 平成 18 年金融庁告示第 37 号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）
11. 平成 18 年金融庁告示第 38 号（信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）
12. 平成 18 年金融庁告示第 39 号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

13. 平成 19 年金融庁告示第 28 号（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分）
14. 平成 19 年金融庁告示第 55 号（金融商品取引業等に関する内閣府令第二十九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件）
15. 平成 19 年金融庁告示第 57 号（顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件）
16. 平成 19 年金融庁告示第 68 号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件）
17. 平成 19 年金融庁告示第 81 号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件）

2. 昭和 17 年大蔵省・司法省告示第 1 号（社債等登録法施行令第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を改正する件

1. 昭和 17 年大蔵省・司法省告示第 1 号（社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵・司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）

3. 昭和 61 年大蔵省告示第 103 号（預金保険法第四十三条第一号及び第二号の規定に基づく預金保険機構が保有することができる有価証券及び預金することができる金融機関を指定する件）等の一部を改正する件

1. 昭和 61 年大蔵省告示第 103 号（預金保険法第四十三条第一号及び第二号の規定に基づく預金保険機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）
2. 平成 10 年大蔵省告示第 501 号（保険業法第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づく保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）
3. 平成 13 年金融庁・財務省告示第 7 号（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十二条第一号及び第二号の規定に基づく銀行等保有株式取得機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）

4. 平成 19 年金融庁・財務省告示第 5 号（投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）

4. 平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 4 号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）等の一部を改正する件

1. 平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 4 号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

2. 平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 5 号（労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）